



奈良県立医科大学
Nara Medical University

公立大学法人 奈良県立医科大学

**シンボルマーク
ガイドライン**

平成 29 年 6 月 21 日制定

平成 29 年 7 月 25 日改定

平成 30 年 1 月 15 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

はじめに

平成29年、「奈良県立医科大学の将来像」実現のための方策の一つとして、シンボルマークを公募により制定いたしました。

本書は、公立大学法人奈良県立医科大学シンボルマーク及びイメージキャラクターに関する規程第3条で規定する同規程の細則であり、シンボルマークを統一的に使用し本学の特色や個性をアピールしていくため、シンボルマークの使用に関し、一定の基準をガイドラインとして示したものです。

シンボルマークの使用にあたっては、本ガイドラインに沿って適切にご使用ください。

1章 基本要素

1-1	シンボルマーク（基本型）	2
1-2	ロゴタイプの定義	3

2章 要素の展開

2-1	シンボルマークバリエーションと保護エリア	5, 6
2-2	マークの分離使用と保護エリア	7
2-3	白抜きの使用について	7
2-4	使用禁止例	8

3章 アプリケーション

3-1	名刺（和文）	10
3-2	名刺（英文）	11
3-3	角2封筒（和文）	12
3-4	角2封筒（和文）部局名入り	13
3-5	角2封筒（英文）	14
3-6	角2封筒（英文）部局名入り	15
3-7	長3封筒（和文）	16
3-8	長3封筒（和文）部局名入り	17
3-9	長3封筒（英文）	18
3-10	長3封筒（英文）部局名入り	19
3-11	洋長3封筒（英文）	20
3-12	レターヘッド	20

備考	シンボルマークの使用手続き	21
----	---------------	----

1章 基本要素

1-1 シンボルマーク (基本型).....	2
1-2 ロゴタイプの定義	3

1-1 シンボルマーク（基本型）

本マークは奈良県立医科大学のイニシャル「N」をモチーフにしたもので、二重の円弧は医学と看護学の支え合う関係を意味し、そこから伸びる葉形は医療人としての成長・未来への飛躍をイメージし、本学が発展していく様を象徴したものです。



奈良県立医科大学

Nara Medical University

■ **基本カラー** ※シンボルマークの基本表示色は、下記のとおりとし、カラーの場合は正しい色を再現してください。



NMU ブルー

特色 DIC 184

プロセスカラー：C96%/M77%/Y15%

RGB カラー：R29%/G90%/B165%



NMU グリーン

特色 DIC 2551

プロセスカラー：C75%/Y100%

RGB カラー：R34%/G172%/B56%

1-2 ロゴタイプの定義

マークと併用するロゴタイプは下記を推奨します。次章に例示するパターンに従い、マークと組み合わせて使用してください。

■ 和文単体（横組み）

奈良県立医科大学

■ 和文単体（横組み・法人タイプ）

公立大学法人
奈良県立医科大学

■ 英文単体（1行）

Nara Medical University

■ 英文単体（2行）

Nara Medical
University

■ 和文+英文 1

奈良県立医科大学
Nara Medical University

■ 和文+英文 2

奈良県立医科大学
Nara Medical University

■ 和文単体 （縦組み）

奈良県立医科大学

■ 和文単体 （縦組み・法人タイプ）

公立大学法人
奈良県立医科大学

2章 要素の展開

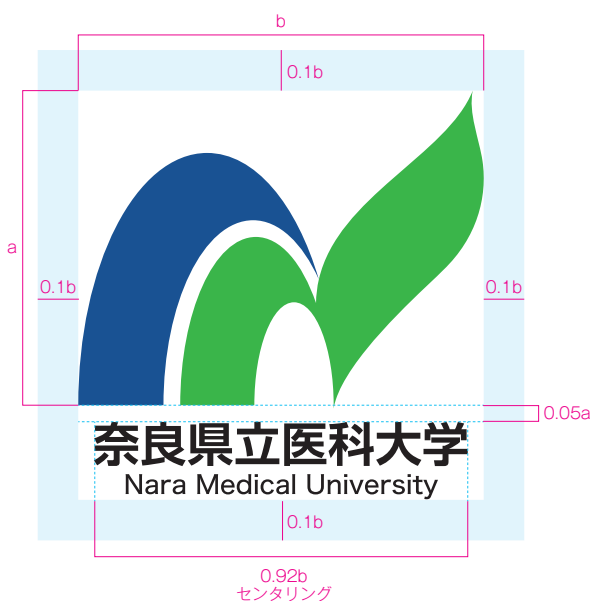
2-1	シンボルマークバリエーションと保護エリア…	5.6
2-2	マークの分離使用と保護エリア ……………	7
2-3	白抜きの使用について ……………	7
2-4	使用禁止例 ……………	8

2-1 シンボルマークバリエーションと保護エリア①

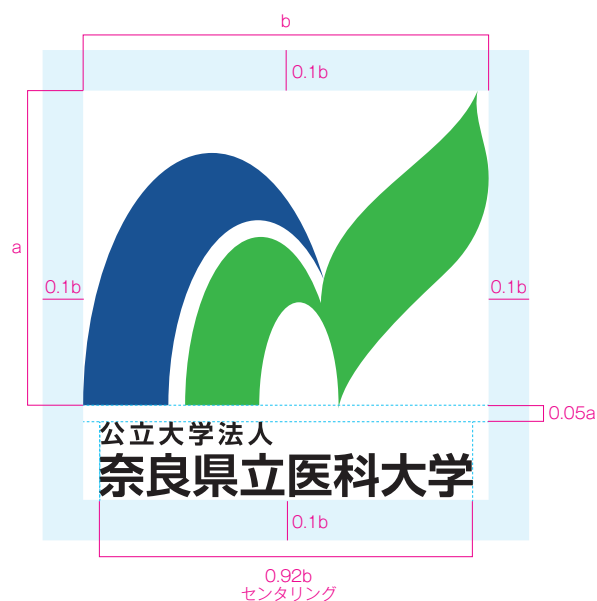
マークとロゴタイプを組み合わせて下記のシンボルマークを使用することが可能です。シンボルマークを効果的に表示するため、周囲には十分なスペースを設けてください。その目安とし、最低限確保する事が必要なスペースを保護エリア（薄青色部分）として設定しています。なお、背景色は特に指定しません。

※また、マーク及びロゴタイプの寸法割合や、それらの組み合わせ比率等の改変はできません。

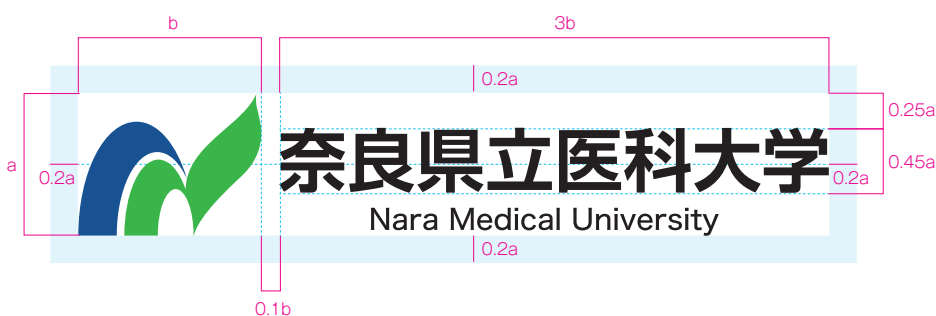
シンボルマーク 1 基本型



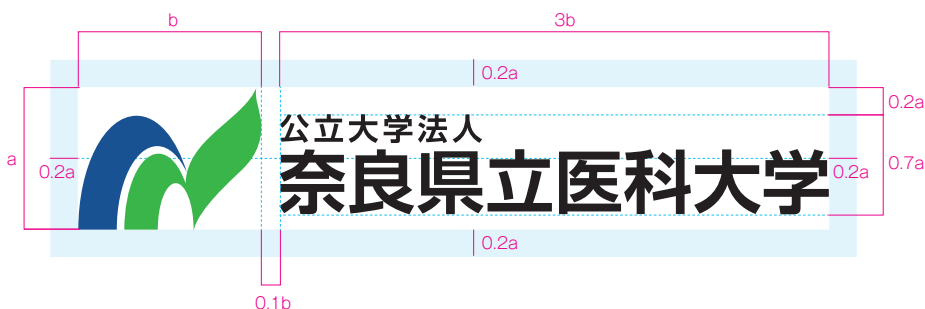
シンボルマーク 2 基本型（法人タイプ）



シンボルマーク 3 基本型 横並び



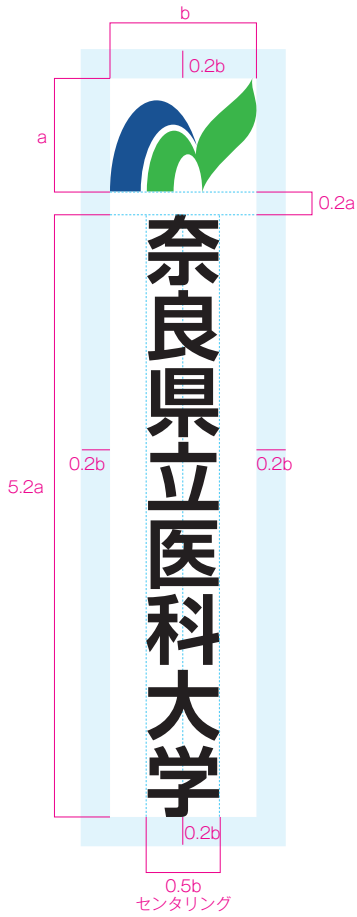
シンボルマーク 4 基本型 横並び（法人タイプ）



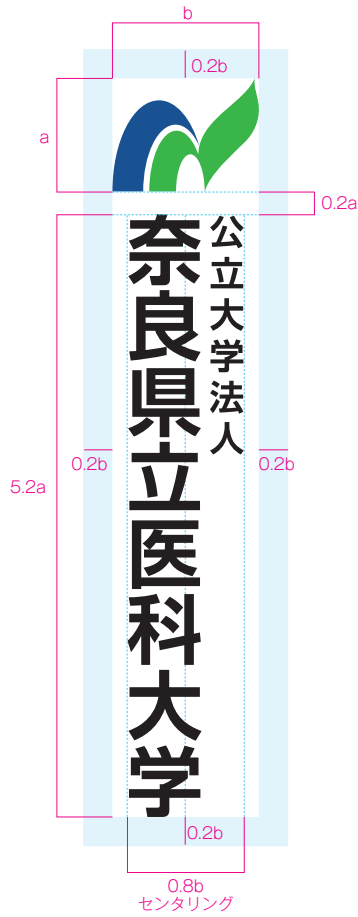
※a : b = 1 : 1.275

2-1 シンボルマークバリエーションと保護エリア②

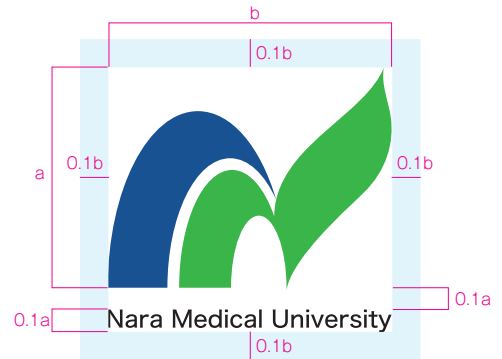
シンボルマーク5 基本型 縦並び



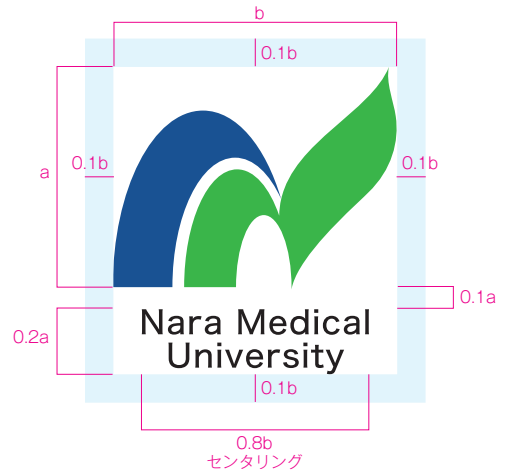
シンボルマーク6 基本型 縦並び
(法人タイプ)



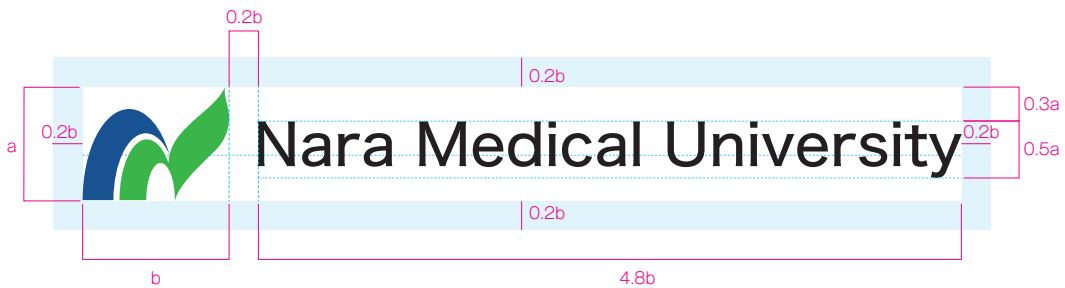
シンボルマーク7 英文型 縦並び①



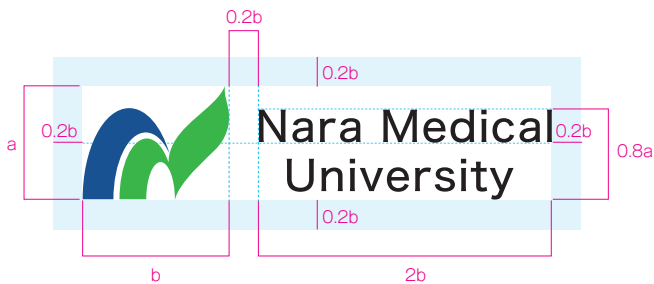
シンボルマーク8 英文型 縦並び②



シンボルマーク9 英文型 横並び①



シンボルマーク10 英文型 横並び②

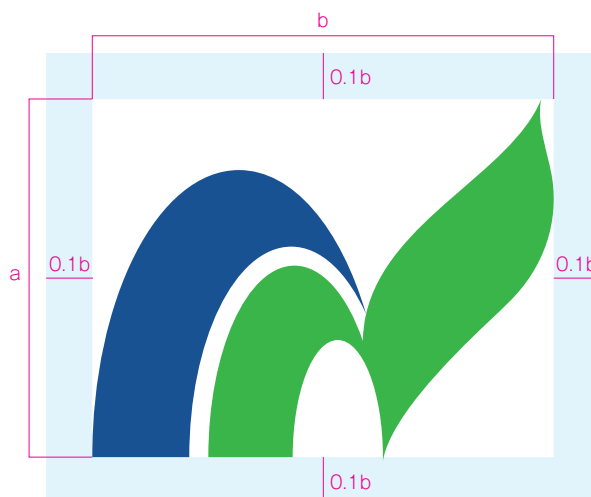


*a : b = 1 : 1.275

2-2 マークの分離使用と保護エリア

シンボルマークは基本的にはマークとロゴタイプを組み合わせる使用しますが、シンボル性の高いアイテムに限り、マーク単独で使用することができます。使用に際しては、マークを効果的に表示するため下記の保護エリア（薄青色部分）を設けてください。

※法人旗及び略旗に使用する場合に限り、理事長が適当と認めた保護エリアを解除できます。



※ $a : b = 1 : 1.275$

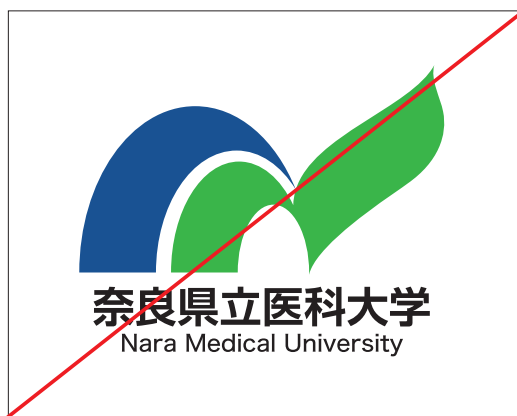
2-3 白抜き等の使用について

シンボルマークは白抜きまたは黒色での使用も可能であり、地色の系統に制約はありません。



2-5 使用禁止例

シンボルマークはブランドイメージ統一のため、正確に再現しなければなりません。下記に例示したようなシンボルマークの改変等は、イメージを損なう恐れがありますので使用しないでください。



シンボルマークを変形させないでください。



シンボルマークを上下左右に反転しないでください。



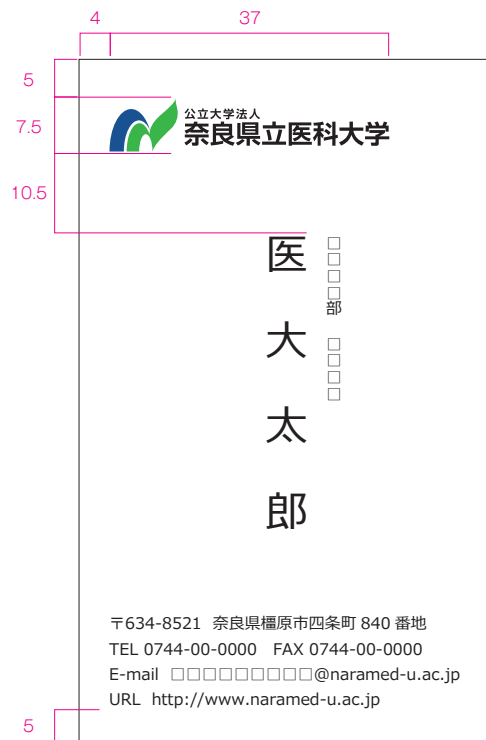
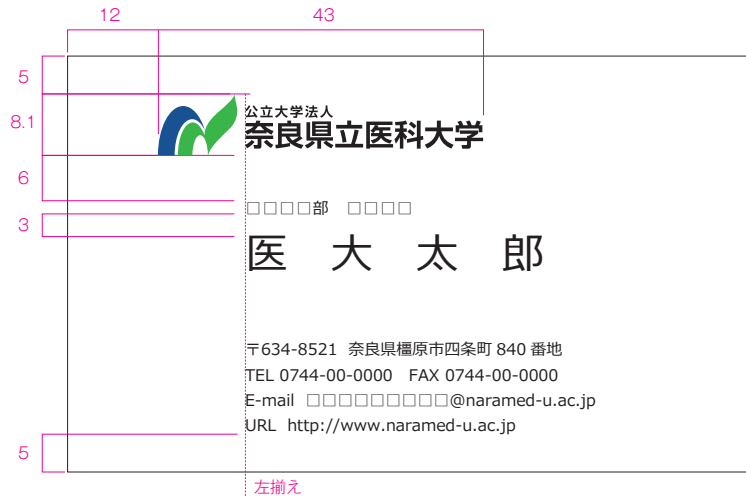
シンボルマークに書き加えないでください。

3章 アプリケーション

3-1 名刺 (和文).....	10
3-2 名刺 (英文).....	11
3-3 角2封筒 (和文).....	12
3-4 角2封筒 (和文) 部局名入り	13
3-5 角2封筒 (英文).....	14
3-6 角2封筒 (英文) 部局名入り	15
3-7 長3封筒 (和文).....	16
3-8 長3封筒 (和文) 部局名入り	17
3-9 長3封筒 (英文).....	18
3-10 長3封筒 (英文) 部局名入り	19
3-11 洋長3封筒 (英文).....	20
3-12 レターヘッド	20

3-1 名刺（和文）

縦・横パターンのタイプがあります。各自の名刺印刷はP10・11掲載分を標準とします。

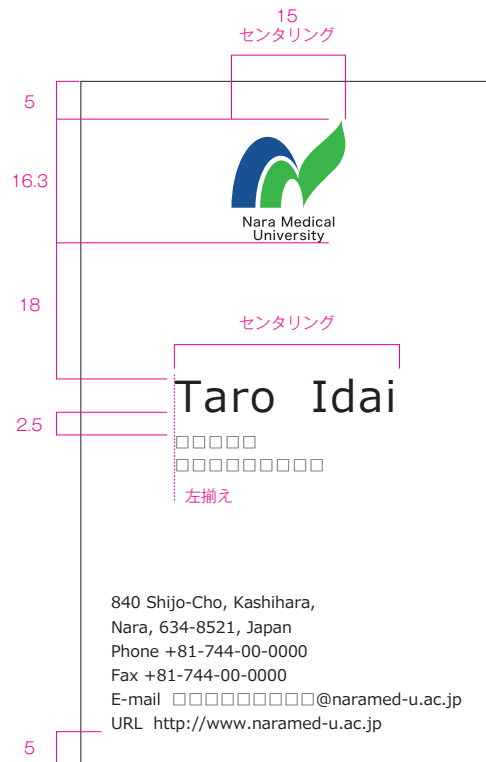
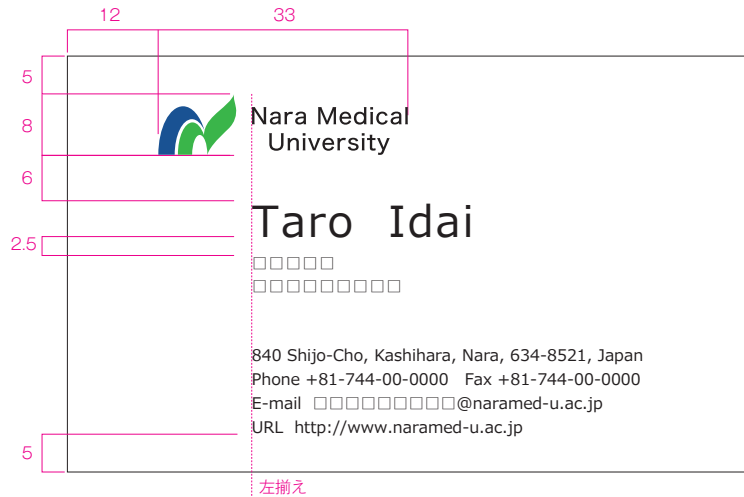


部署名 / 役職名 書体：メイリオ Regular 6pt
 氏名 書体：メイリオ Regular 16pt
 住所 / 電話 / FAX / メール / URL 書体：メイリオ Regular 6pt

単位 =mm

3-2 名刺 (英文)

縦・横パターンがあります。



部署名 / 役職名

書体: メイリオ Regular 6pt

氏名

書体: メイリオ Regular 16pt

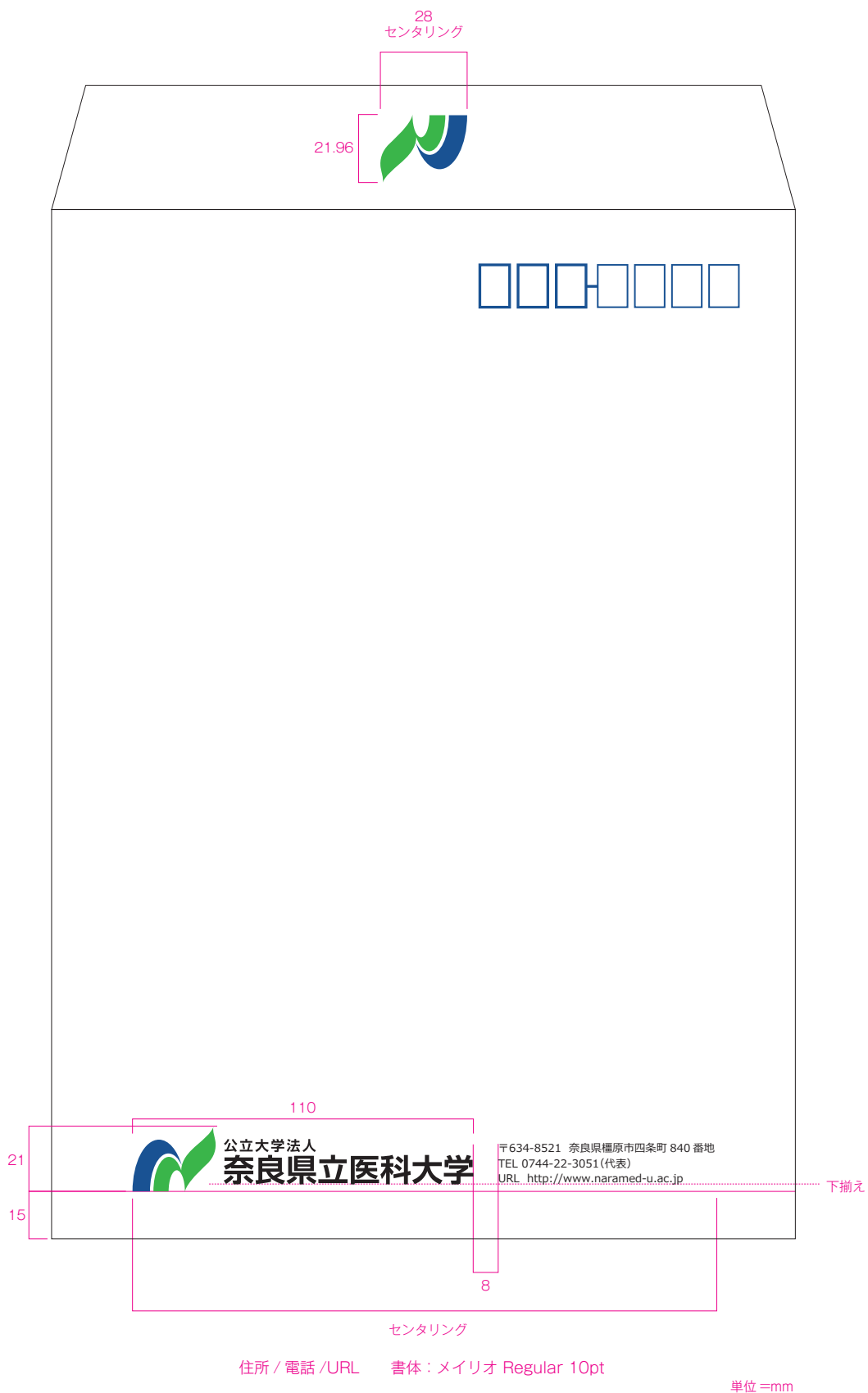
住所 / 電話 / FAX / メール / URL

書体: メイリオ Regular 6pt

単位 =mm

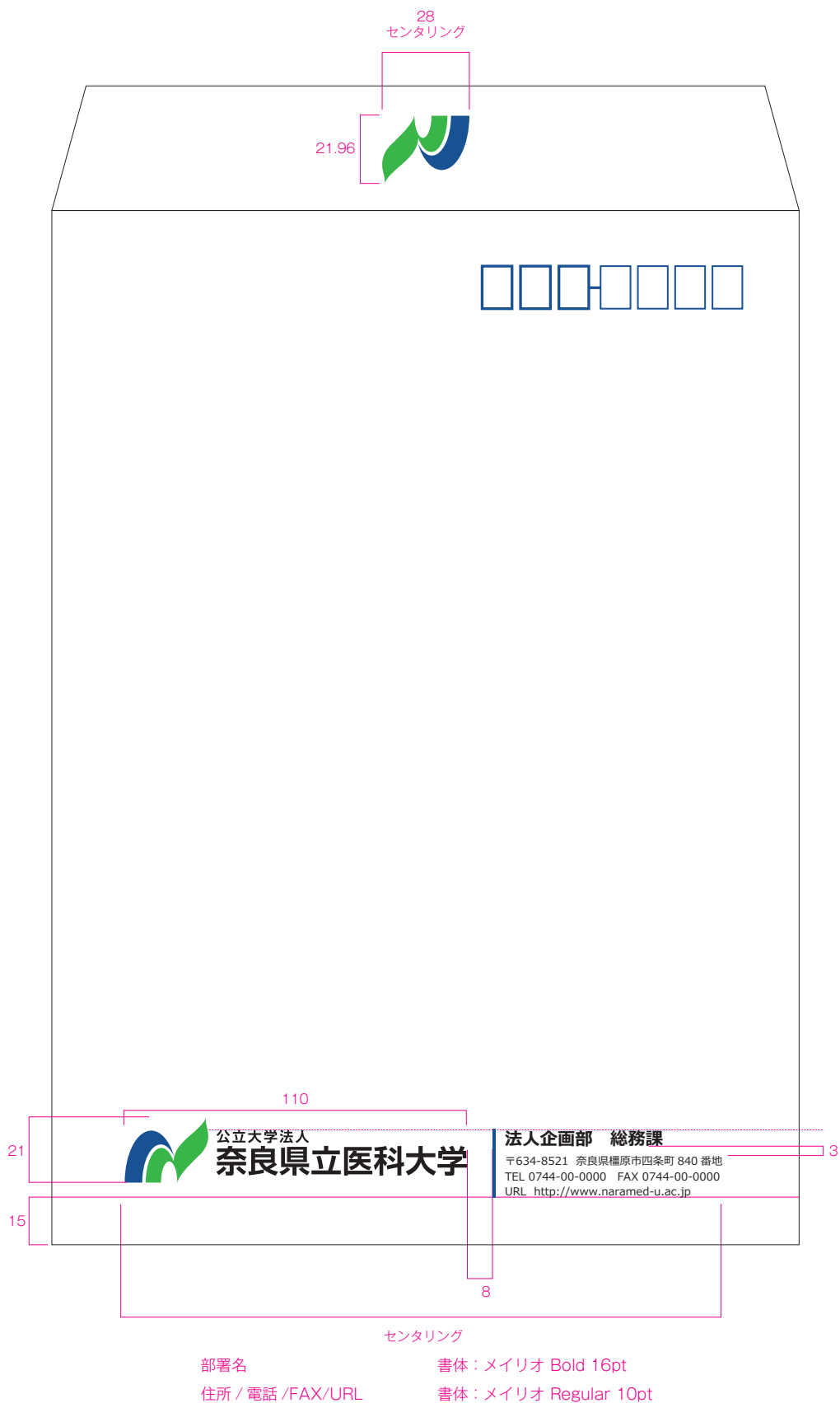
3-3 角2封筒（和文）

角2封筒（和文）のデザインは以下を標準とします。



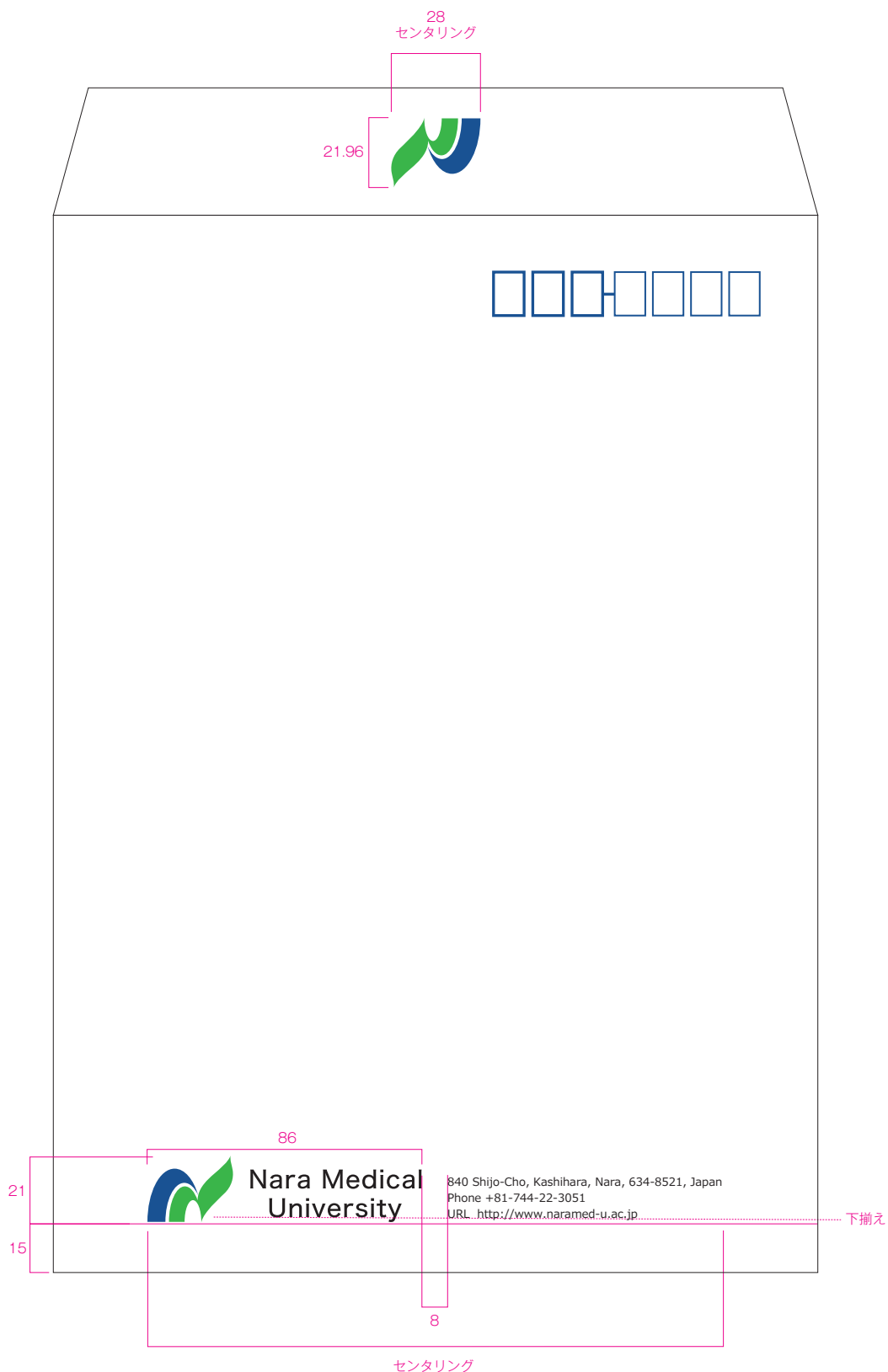
3-4 角2封筒（和文） 部局名入り

角2封筒（和文）部局名入りのデザインは以下を標準とします。



3-5 角2封筒 (英文)

角2封筒 (英文) のデザインは以下を標準とします。

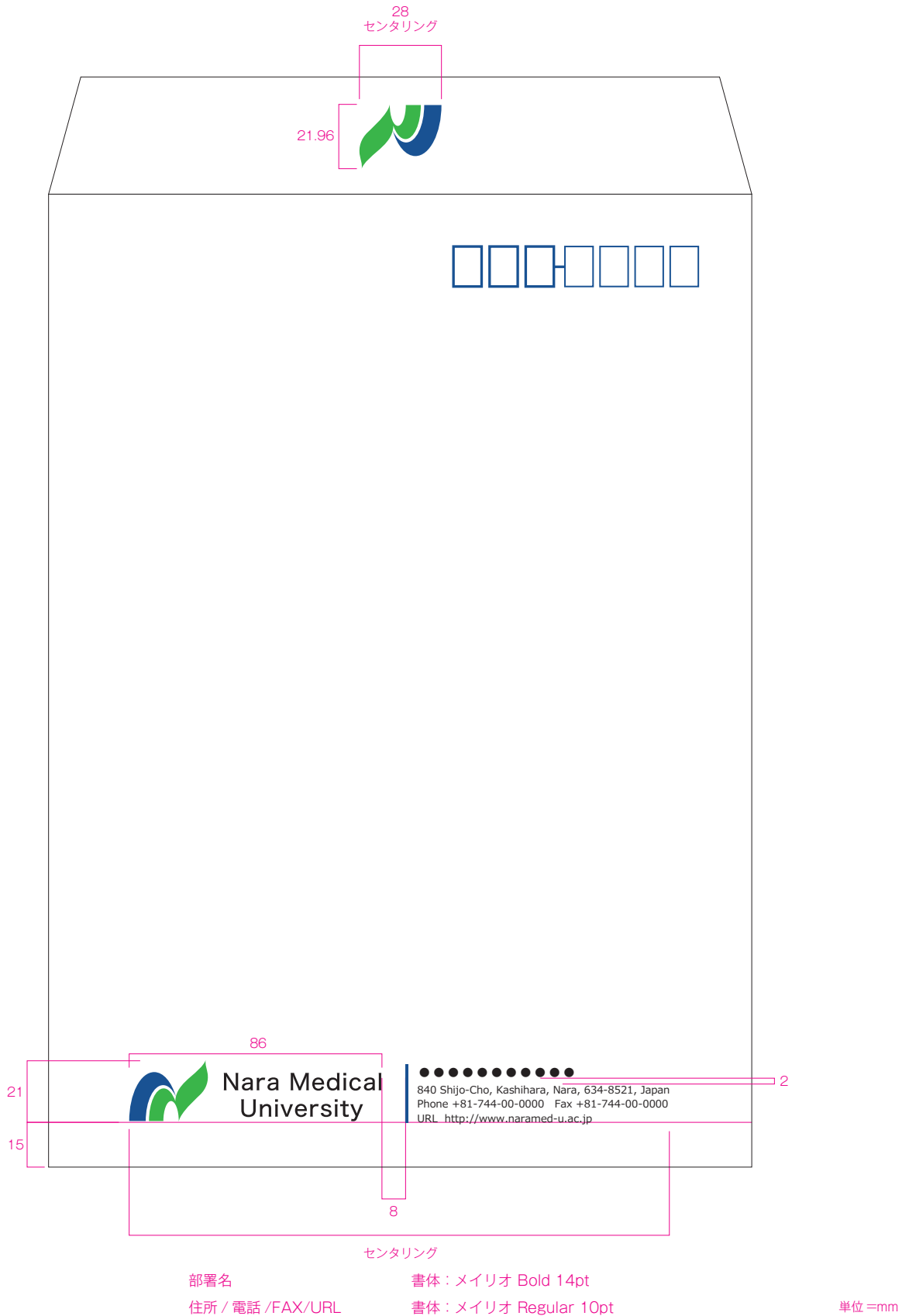


住所 / 電話 / URL 書体 : メイリオ Regular 10pt

単位 =mm

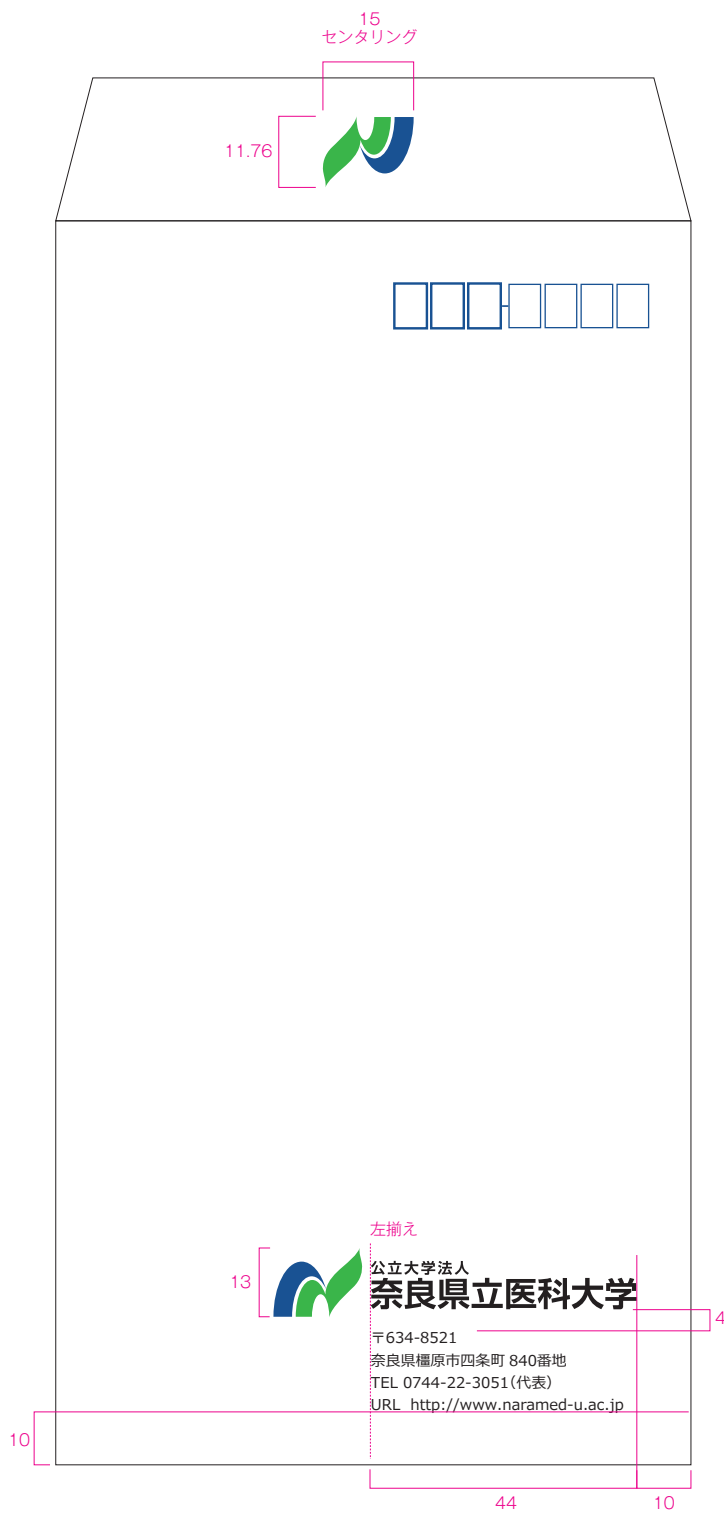
3-6 角2封筒（英文） 部局名入り

角2封筒（英文）部局名入りのデザインは以下を標準とします。



3-7 長3封筒（和文）

長3封筒（和文）のデザインは以下を標準とします。

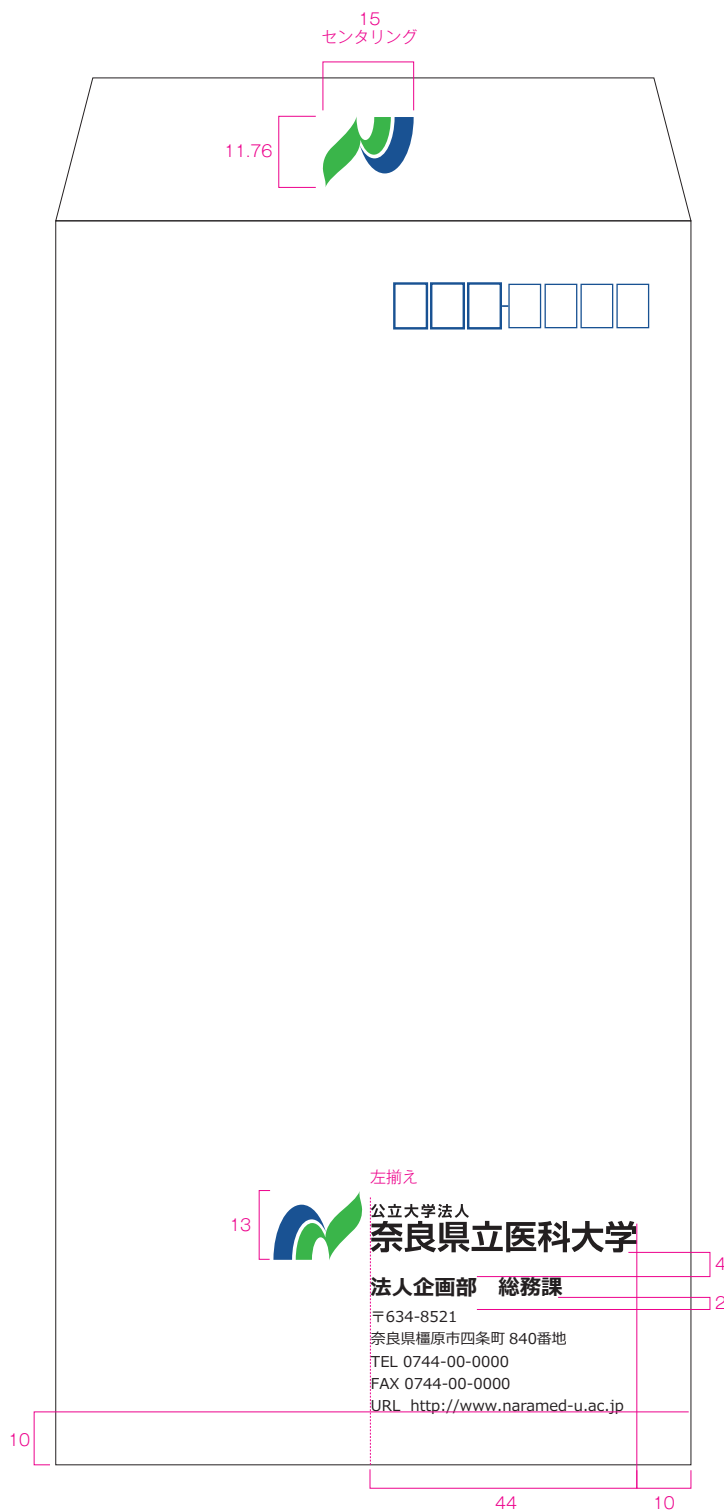


住所 / 電話 / URL 書体 : メイリオ Regular 7pt

単位 = mm

3-8 長3封筒（和文） 部局名入り

長3封筒（和文）部局名入りのデザインは以下を標準とします。



部署名

書体：メイリオ Bold 10pt

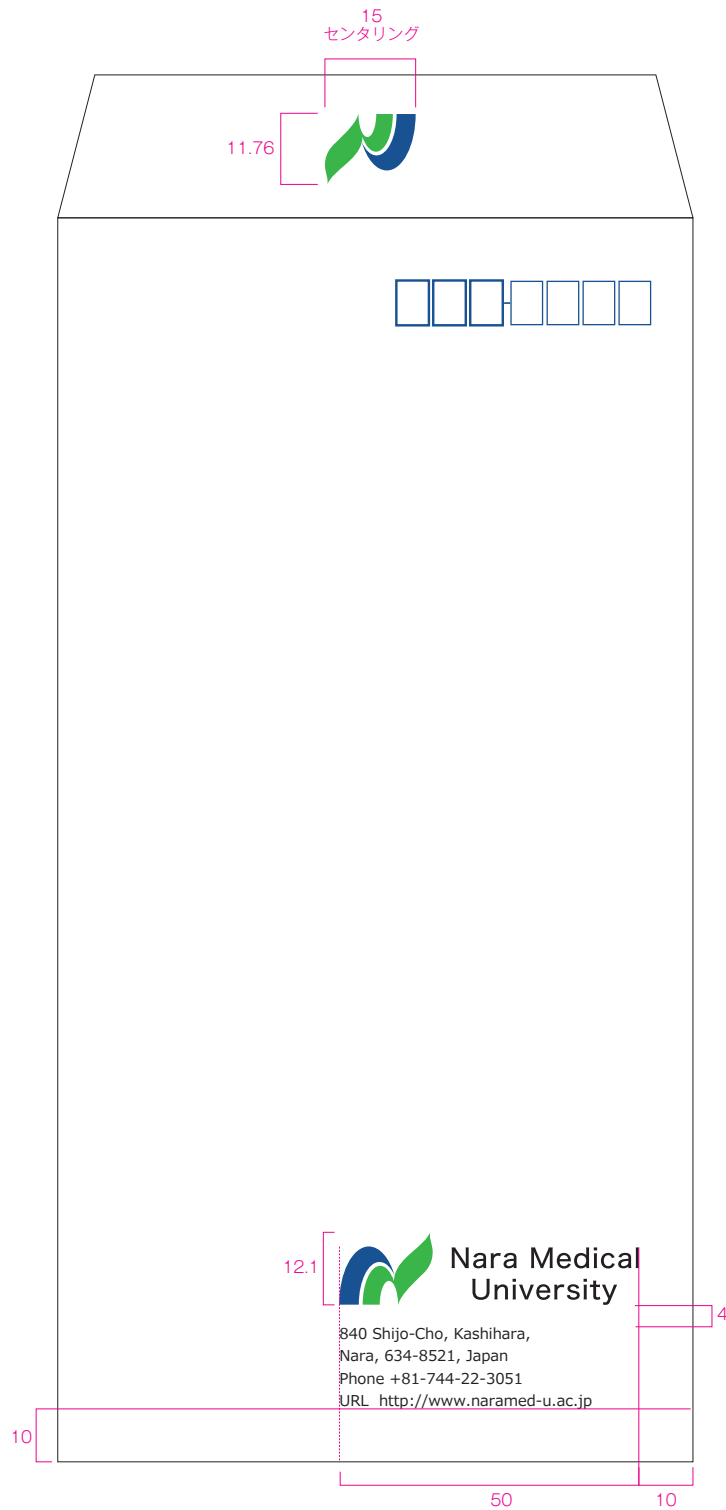
住所 / 電話 / FAX / URL

書体：メイリオ Regular 7pt

単位 = mm

3-9 長3封筒 (英文)

長3封筒 (英文) のデザインは以下を標準とします。

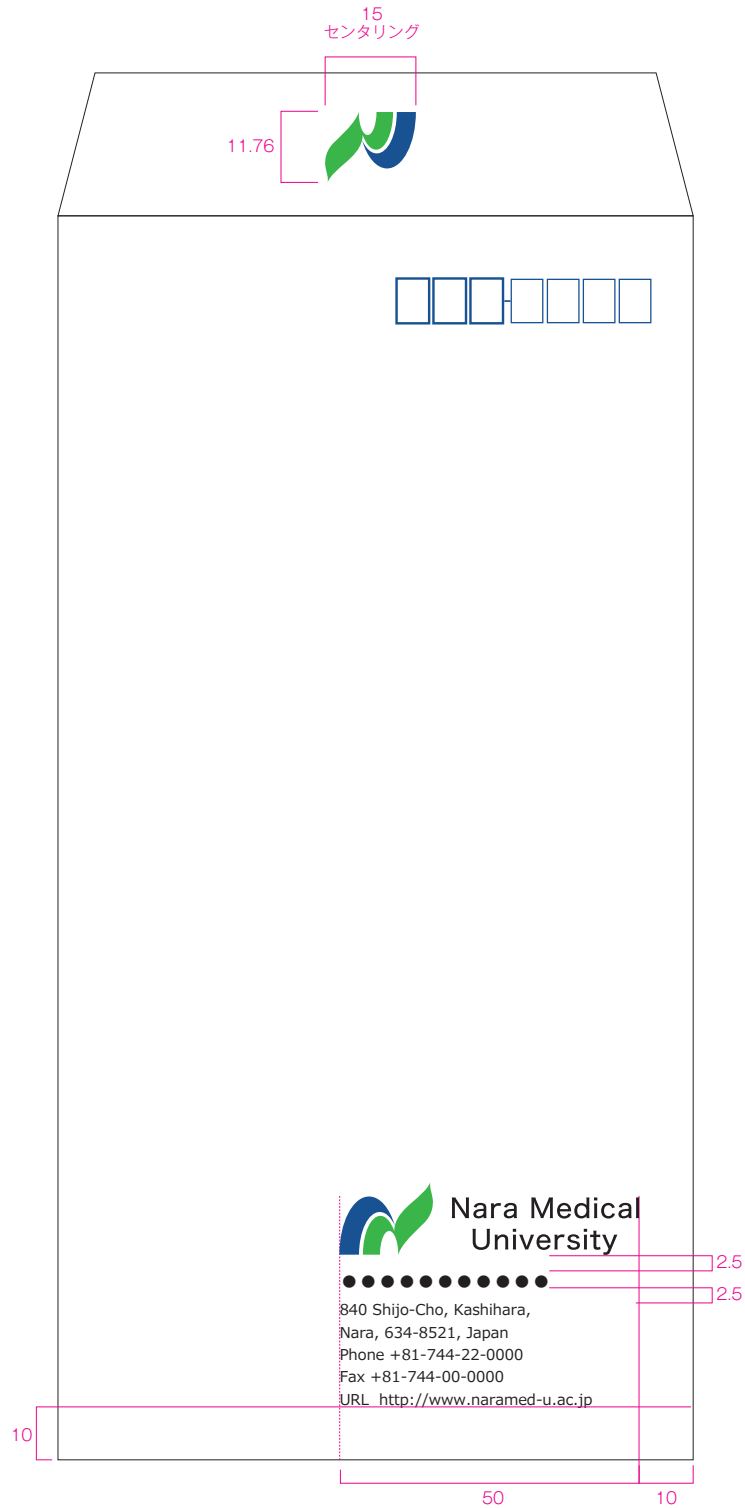


住所 / 電話 / URL 書体 : メイリオ Regular 7pt

単位 =mm

3-10 長3封筒（英文） 部局名入り

長3封筒（英文）のデザインは以下を標準とします。



部署名

書体：メイリオ Bold 9pt

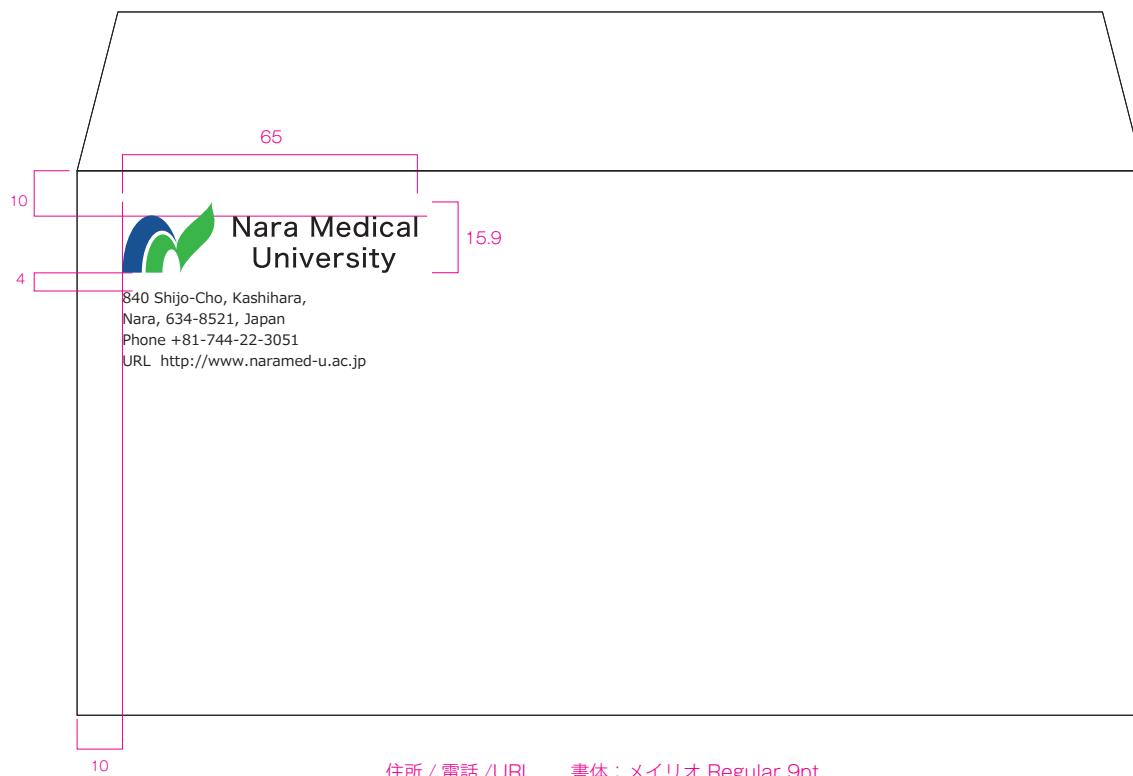
住所 / 電話 / FAX / URL

書体：メイリオ Regular 7pt

単位 = mm

3-11 洋長3封筒（英文）

洋長3封筒（英文）のデザインは以下を標準とします。



住所 / 電話 / URL 書体：メイリオ Regular 9pt

単位 = mm

3-12 レターヘッド

レターヘッドのデザインは以下を標準とします。



住所 / 電話 / URL 書体：メイリオ Regular 5.5pt

単位 = mm

備考 シンボルマークの使用手続き

下記要領により適切にシンボルマークをご使用ください。

①使用基準

シンボルマークの使用に当たっては、その目的が次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学(以下「法人」という。)及び法人が設置する奈良県立医科大学(大学院を含み、以下「大学」という。)が行う教育、研究、診療及び地域貢献活動等の推進に寄与すること
- (2) 法令や公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に使用しないこと

②使用範囲

使用できる範囲は以下のとおりです。

- (1) 学生証、職員証・徽章、学位記、賞状及び各種証明書等の法人又は大学(以下「本学」という。)における公式文書に使用する場合
- (2) 本学の役員、職員及び学生(以下「役職員等」という。)が活動に際し使用する法人旗や応援幕等に使用する場合
- (3) 役職員等のユニフォームに使用する場合
- (4) 本学が発行する出版物等に使用する場合
- (5) 本学のホームページに使用する場合
- (6) 本学が作成する封筒、便箋又は文具類や記念品等に使用する場合
- (7) 本学が主催又は共催する各種行事・イベント等で使用する場合
- (8) 役職員等が使用する名刺及び報告発表等に用いる資料等に使用する場合

③使用許可申請

本学及び役職員等(以下「本学関係者」という。)が「②使用範囲」においてシンボルマークを使用する場合は手続きは不要ですが、「②使用範囲」以外のものにシンボルマークを使用する場合や、本学関係者以外の者がシンボルマークを使用する場合は、使用許可申請書(一般用)により理事長に申請し、許可を得なければなりません。「①使用基準」を基に、使用の可否を決定し、使用許可通知書(一般用)又は使用不許可通知書(一般用)のいずれかにより通知します。なお、許可に際しては条件を付ける場合もあります。

使用許可申請書(一般用) (下記よりダウンロードください)

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/shinseisyoy-ippan.docx>

④営利を目的とした使用及び許可申請について

シンボルマークは、営利目的に使用してはなりません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、使用許可申請書(営利目的用)により理事長に申請し、許可を受けた場合に限り、使用する事が可能です。理事長は「①使用基準」を基に、使用の可否を決定し、使用許可通知書(営利目的用)又は使用不許可通知書(営利目的

用)のいずれかにより通知します。なお、許可に際しては条件を付ける場合もあります。又、別途使用料等を徴する場合があります。その場合は、使用契約書も併せて締結することが必要です。その際、使用の許可を受けた者は、必ず事前に関連する所属(本学産学官連携推進センター等)とシンボルマーク使用に係る契約内容について協議を行ってください。

- (1) 企業等との共同研究や企業等からの委託による受託研究等の研究成果等に関し、以下の項目でシンボルマークを使用する場合
 - (ア) 研究成果等に関する広告に使用する場合
 - (イ) 研究成果等に基づいて開発する製品の広告に使用する場合
 - (ウ) 研究成果等に基づいて開発する製品の販売に使用する場合
 - (エ) 研究成果等に基づいた役務の提供に使用する場合
- (2) その他理事長が適当と認める場合

使用許可申請書(営利目的用)(下記よりダウンロードください)

<http://www.naramed-u.ac.jp/university/gaiyo/documents/shinseisyoy-eiri.docx>

⑤使用者の遵守事項について

シンボルマークを使用する全ての者は、本ガイドラインに定める諸規定を遵守しなければなりません。又、第三者にシンボルマークを使用させてはいけません。

⑥使用の停止等

シンボルマークの使用にあたり以下のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用停止、使用許可の取消又は使用物品の回収等の必要な措置を講じます。その際に損害が生じることがあっても、本学はその責は負いません。

- (1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合
- (2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 許可申請が必要にもかかわらず、無断で使用している事が判明した場合
- (4) 本ガイドラインの定める事項に違反した場合
- (5) その他理事長が必要と認めた場合

⑦お問い合わせ先

シンボルマークの使用についての問合せは、法人企画部総務広報課までご連絡ください。

公立大学法人奈良県立医科大学

法人企画部総務広報課

TEL0744-22-3051 内線：2206

データの配布

以下のページからデータをダウンロードして使用してください。

<https://www.naramed-u.ac.jp/gakunai/soshiki/somuka/symbolmark.html> (学内限定)